



澤田眞生 藤田幸隆 篠原浩司 鴻上孝志 神野賢二
下泉町一丁目 農政部会 西喜光地町 農政部会 船木 農政部会 船木 農地部会 船木 農地部会

第2選挙区



寺田福光 守谷博明 土岐博章 小泉誠一 合田有良
大生院 農政部会 上原一丁目 農地部会 萩生 農地部会 中村松木一丁目 農政部会 萩生 農政部会

第二十期農業委員さんは平成二十三年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。
七月二十日からは第二十一期農業委員に改選されました。公選委員



神野幸雄 矢野和光 小野雄基 秦昭一
船木 農政部会 船木 農地部会 船木 農政部会 大生院 農地部会

土地改良区

農業共済

農

協

二十五人、農協・農業共済・土地改良区各一人、学識経験四人の計三十二人です。農業に関する御相談・御質問は各地域の農業委員さんにお気軽にどうぞ!



藤原雅彦 藤田豊治 仙波憲一 山本健十郎
星越町 農政部会 船木 農地部会 船木 農政部会 萩生 農地部会

学識経験



農地部会長 岡部正明 会長代理 加武比古
垣生四丁目 農地部会 中西町 農地部会

去る七月、農業委員の任期満了に伴い第二十一期農業委員会が発足し、農業委員の皆様方の推薦を受けまして会長に就任いたしました。新居浜市農業委員三十二名の代表として、その責任の重大さを痛感しています。さて近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、その次第でございます。



藤田幸正
垣生六丁目 農政部会

新農業委員紹介

◆会長・就任の挨拶◆

米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷による農業所得の減少そして耕作放棄地の拡大など、従来の生産構造のままでは農業の継続が難しい状況になつてきています。この様な状況の中、新居浜市の農業の維持・発展のために、農業生産基盤の整備促進とともに意欲のある農業者又は農業生産組織が効率的かつ安定的に農業経営を行うことが可能となる環境を整えていくことが不可欠です。そのためにも農業に精通した農家の皆様方、農業委員・行政・農業関係機関の方々のご協力を得まして、活力ある新居浜農業の進展に努力して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。



農地部会長代理 篠原修 農政部会長 小野輝雄
光明寺一丁目 農地部会 沢津町二丁目 農政部会



永井幸孝 村尾浩一 山下元 片上和彦 曽我部英敏
北新町 農政部会 新須賀町二丁目 農地部会 庄内町三丁目 農地部会 久保田町三丁目 農地部会 北内町一丁目 農政部会

第1選挙区

曾我部英敏
北内町一丁目 農政部会



前田和男 高橋繁 神野照一 岡田充
多喜浜五丁目 農地部会 松神子二丁目 農地部会 郷四丁目 農地部会 宇高町五丁目 農地部会



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均寿命は…

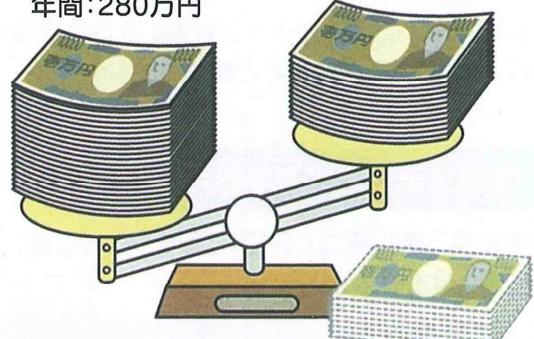


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計簿
年間: 280万円

国民年金だけでは…
年間: 158万円



年間: 122万円 (1ヶ月あたり約10万円) 不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 支払った保険料は、全額社会保険料控除
- 手厚い政策支援！**
保険料に国庫補助も

公的年金ならではの
税制上の優遇措置

農業者の方なら
広くご加入いた
だけます

○農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算年金額（年額）		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	89万円	134万円
		女性	77万円	116万円
30歳	30年	男性	59万円	88万円
		女性	51万円	76万円
40歳	20年	男性	35万円	52万円
		女性	30万円	45万円
50歳	10年	男性	15万円	23万円
		女性	13万円	20万円

(注)この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.40%となった場合の通常加入の試算です。付利利率2.30%は、農業者年金の期待収益率(2.60%)から付利準備金と調整準備金への繰入率(0.30%)を控除して設定した率であり、予定利率1.40%は、農林水産省告示(H23.4.1施行)により定められている率です。

老後の備えは
農業者年金で安心！

※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

○保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円	月額5万円	月額6.7万円
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

(注)各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

委員報告

先進地視察研修

研修日 平成23年5月18日～19日

研修先 滋賀県農業技術振興センター(滋賀県近江八幡市)
JA草津市農業経済部交流センター(滋賀県草津市)

<研修をうけての委員の意見>

★鳥獣被害の対策を講じる前に、付近の環境・状況を確認してイノシシ等が好む環境を減らす工夫が必要である。特に山間部に耕作放棄地が発生するとそれがイノシシのエサの宝庫になるので、第一に耕作放棄地の調査・改善が必要であると痛感した。

★鳥獣被害対策の最終目標は、被害の軽減だけではなく、地域コミュニティの活性化、農業生産の復活振興があるので、新居浜市でも地域の関係機関が連携して出来るところから実行していくというスタンスで取組むべきであると感じた。

★鳥獣被害対策は、行政が一方的に行う対策ではなく、住民が主体となって集落全体で取組む必要がある。滋賀県でも当初は行政主体で行っていたが、住民主体の対策にシフトしたことによって被害が減ってきたとのことであった。



<研修をうけての委員の意見>

★あおばな(通称露草)からの新成分発見を利用した血糖値上昇を抑制する研究開発から商品化に至る経緯の説明を受け、研究する心がけの大切さを学ぶことが出来た。

★店舗については、野菜類をはじめとした商品の品目数は比較的少なかったように感じたが、加工施設も整い、寿司や和菓子等の加工品も陳列されており、新居浜市が学ぶべき点が多くあったと思う。

★今後、会員を増やし、出荷数も増やしていくが、農業後継者が不足しているなど新居浜市と同じ問題を抱えているとのことであった。

★「おいしく楽しく生き生き健康」をテーマに新鮮な農畜産物やこだわりの商品、特産物を提供しており店舗内は非常に活気があった。新居浜市のあかがね市も参考にすべき点があつたと思う。

JA草津市農業経済部交流センター「草津あおばな館」

農産物の展示販売、加工、体験交流、等多様な機能を有する施設として平成17年12月にオープンし、JA草津市が運営している。



選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年 1 月 1 日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢 20 歳以上の人。
- ③ 10 アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で
年間 60 日以上耕作に従事している人。

申請は
毎年
必要です

- ◆ 農地を 10 アール以上所有していても、実際に耕作していないければ選挙人の資格はありません。
- ◆ 年間 60 日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。

この要件を満たす方は、1 月 1 日現在の状況を 1 月 10 日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12 月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で 2 月 20 日までに調製し、
2 月 23 日から 15 日間縦覧に供します。

選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、
この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3 月 31 日から翌年 3 月 30 日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任（リコール）されたとき、委員が総辞職されたときに行われます。



全国農業新聞は 「農地を守り担い手を 応援する専門紙」(週刊)です。

農業経営、くらしに役立つ情報が満載の新聞です。
購読しましょう。

- ★ わかりやすい農業・農政の解説
- ★ みんな知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ★ くらしと地域に活性化を
- ★ 女性の元気を応援

<発行日> 毎週金曜日

<購読料> 月額 600 円

購読のお申込は、お近くの農業委員又は農業委員会までお問い合わせください。

安心できる 農地の貸し借りについて ～利用権設定など促進事業について～



この事業の特徴

新居浜市では、貸し借りなどによって認定農業者等の意欲ある農家に農地を集積し、生産性を高めるために、利用権の設定を促進しております。

利用権設定で貸し借りなどを行う場合は、農地法の手続きを行う必要はなく、農家の申込に基づいて、農業委員会が「農用地利用集積計画」を作成し、市が公告するという仕組みで、農業委員会などの公的機関が実施しますので、関係当事者は安心して貸し借りが出来ます。

手続きについて

- 農地を貸したい人、借りたい人は農業委員会へ申し出てください。

○ 申込期限 毎年 3 月 15 日
9 月 15 日

- 新居浜市が農業委員会の審査・決定に基づき、農地の貸し借り等について農家の意向を取りまとめた「農用地利用集積計画」を公告すれば契約が成立します。

審査のポイント

利用権の設定においての審査基準は、借り人が次の要件の全部を満たしていることです。

- 1 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること
- 2 農地のすべてを効率的に耕作すること
- 3 農作業に常時従事すること
- 4 利用権設定後の面積が 3,000 m² 以上であること

貸したい人・借りたい人の申し込み



農業委員会



関係権利者の調整



農用地利用集積計画書の作成



市長公告 利用集積計画



貸し借りの成立



期間が満了すると
自動的に所有者に戻る

